

消費生活だより ～くらしの危険～

格安の排水管高圧洗浄サービスのほうが・・・思いがけない高額請求に

Q



●「排水管の高圧洗浄が3千円」と書かれた投げ込みチラシを見て、電話で依頼した。作業が行われたが約4万円を請求され、仕方なく支払った。その後同じ業者が訪れ「汚水弁を変えた方がよい」と言われ、見積書を出された。契約してしまったが、約22万円と高いのでクーリング・オフしたい。

- 低価格を強調した広告を見て、排水管の高圧洗浄を依頼したところ、業者からさらなる点検や工事等を勧誘され、高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。
- 点検や工事等に関する専門的な技術や知識がない消費者が、突然提案された作業の料金や内容の妥当性を判断することは難しいため、無理にその場で判断しようとせず、少しでも違和感を覚えたときは作業を断るようにしましょう。
- 地域の工務店など、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。
- クーリング・オフができる場合がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

A



7月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	7/3（水）、17（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	7/10（水）、24（水）	☎43-0070
養老町	7/1（月）、16（火）	☎32-1108
神戸町	7/8（月）、22（月）	☎27-3111
輪之内町	7/4（木）、18（木）	☎68-0185
安八町	7/11（木）、25（木）	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152